【施策評価調書】

施策名	1-1-4	良好な景観の形成			施策目的
		※高根沢町地域経営計画2006　該当ページ		71	政策「1－1. 計画的な市街地整備」を実現するためには、 ①快適に暮らせるまちづくりの実現に向け、区画整理事業を計画どおりに実施すること。 ②宝積寺駅周辺地区を整備し、利便性の向上を図ること。 ③景観条例を制定し、良好な景観を形成すること。 ですが、そのうちこの施策については、③の高根沢町らしい景観を創設する際の基本方針を明確にするとともに、景観形成方策の推進体制を整えることとします。
担当部課	建設産業部都市整備課	担当	都市整備担当		
		リーダー	阿久津　靖		
環境変化	平成20年3月31日に、景観団体になった。				施策内容
					良好な景観の形成を図るため景観条例を制定します。違反広告物除去ボランティアを確保し、良好な景観の形成と風致の維持に努めます。（※「高根沢町地域経営計画2006」からの抜粋）

■指標

施策の評価指標	基準値	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標①：景観条例の制定	平成16年度未制定	計画	未制定	未制定	未制定	未制定	制定
	0.0%	実績	→ 未制定	→ 未制定	→ 未制定		
指標②：		計画					
		実績					
指標③：		計画					
		実績					
指標④：		計画					
		実績					
◆◇　指標に関する特記事項　◇◆							

施策に係る事業費（傘下事務事業費計）の推移	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	当初	0	50,000	20,000	132,000	198,000
	決算	0	0	0		

■事務事業事前評価　22年度の組立て

施策傘下事務事業	事業費	活動指標（アウトプット）	事業の実施によって、施策達成にどう貢献しますか？（アウトカム）		
①景観条例制定事業	H21 現計 132,000 H22 計画 198,000	景観条例制定 100%	良好な景観を保全・形成するため、町民、事業者、行政等がその目指す姿、方法をともに考え、共有することで、高根沢町らしい風景を未来の町民に示すことで快適に暮らせるまちづくりが実現できる。	今後の方向性（総合評価）	条件付継続
②	H21 現計 H22 計画			今後の方向性（総合評価）	
③	H21 現計 H22 計画			今後の方向性（総合評価）	
④	H21 現計 H22 計画			今後の方向性（総合評価）	
⑤	H21 現計 H22 計画			今後の方向性（総合評価）	

■施策事前評価　22年度の組立て

自己評価	後期計画に向けた施策展開のビジョン	H22年度の狙い
今後の方向性 現状水準維持	景観計画は、経営計画のみならず、都市計画マスタープラン、環境基本計画、部門別計画、建築協定等との連携を図る必要があります。そのため、計画期間の終期は特に定めず、社会経済情勢の変化などに適切に対応し、必要に応じて見直しを行い運用することとします。	高根沢町ならではの景観形成を念頭に条例の制定を目指します。
総合評価	継続的に施策展開がされていると評価する。 条例制定にあたっては、地元の意思の合意形成が大事であり、条例をつくることが手段であり、目的ではない。よって後期計画策定に向け、地域全体の景観を守ることが、自分の利益に繋がるという意識・自覚を持ってもらえるような施策展開を検討すること。	